

歌会と歌稿 新資料 後奈良院宸筆詠草を中心に

The Drafts of Waka at the Waka Meeting:
Focusing on the Drafts Written by Emperor GONARA

久保木 哲夫

KUBOKI Tetsuo

一

文化庁が新しく収蔵した手鑑は、全三帖。保存状態はあまりよくないが、総数二九二葉（大判の懐紙、書状などで二葉に分割されているものが一四葉、極めだけで断簡の失われているのが一葉あるもので、実数は二七七葉）の断簡が押されており、その中には、伝佐理筆筋切、伝俊頼筆卷子本古今集切、基俊筆多賀切、伝俊成筆御家切、伝寂然筆村雲切、伝定家筆五首切（二葉）、民部卿局筆秋篠切、伝顯昭筆建仁寺切、伝雅有筆八幡切、伝行俊筆長門切、伏見院筆広沢丸集切、伝寂蓮筆田歌切、伝為氏筆俊頼髓腦切、伝為道筆和漢兼作集切など、非常に珍しいものが含まれている。文書や書状など、歴

史関係の史料も多く、そうした方面でも価値がありそうである。いずれも学界未紹介。大阪の林家旧蔵ということ以外に、くわしい伝来はわかっていないが、ともかく内容的には極めて興味のある手鑑である。

そうした断簡類の中に、「後奈良院」との極めを持つ二葉の詠草がある。【図版1】と【図版2】に示したように、手鑑に貼るために現在では分断されてしまっているが、本来一葉のものであったことは明白である。一応読みを示すと、

【図版1】

照于東方

いつる日の空にそしるきなへて世を
てらしはしむるかたをそなたと

法の花のひかりも世をやてらすらむ
春くるかたをさしてわかねと

汝等所行是菩薩道

今このしるものと身みにしてさとりにき
きしはひとつ・法なりとものむしろに
すむやいかにむかしのまゝのわしの山
かはらぬ月の影をとめて

【図版2】

寿命無数劫

しらすそのうけし命のかきりには
いはほもなにの天のはころも
なにかその仏の道にかきりあらん
人かみのためとてうけし命も
生れこしすかたはあれと仏こそ
おひすしなすのいのち成けれ

ということになるうか。そして、【図版1】の冒頭下方に、
さしてわかねとは万八千世界の心にて候へき歟
とあり、末尾には、

汝等は舍利弗縁覚の二乗にてたゞ我のみの故に菩薩は
きらはれ候を法花の時に又言を替て菩薩の行なりと
述られ候意などにて候

とある。また【図版2】の末尾には、

大永四九月廿五日要文哥青蓮院勸進也有子論書慈観別局
三百年誌也 合点道遙院

とある。

後奈良院筆とされる詠草にはすでに知られているものが実は他に
何点もあつて、たとえば国立歴史民俗博物館（旧高松宮）蔵の「後
奈良院御製六首和歌」なるものは、右の詠草と非常によく似た内容
を持つ。

【図版3】に掲げたように、まず「低」「少」「閑」という極めて
珍しい題が示され、その題ごとに歌がそれぞれ二首ずつ配されてお
り、うち一首ずつに合点が施されている。冒頭の歌には、

かしかれたる色も寒けし木枯のふもとの野への霜のさゝ原
と、やはり添削らしいあとが見え、右下にはその添削に関する注記
かと思われるものが記されている。

初五文字にはかしかれたる歎いかと存し候

むらゝの一むらのなとやうの御詞

候ともをきかへられて可然候哉如何

「かしかれたる」という語は、生気がなくなる、しおれる、などの意
であるが、いわゆる歌語としては耳慣れず、落ち着かない、という
わけであるうか、「むらむらの」とか「ひとむらの」とかに置き換
えたらどうか、というのである。料紙の端には、やはり、

永正十三年十月廿五日御月次短尺合点道遙院

とあり、これが永正十三年十月廿五日に行われた御月次歌会の短冊
に書かれたもので、合点は道遙院、すなわち三条西実隆であること
がわかる。添削ももちろん実隆であろう。国立歴史民俗博物館「貴
重典籍叢書」において、小川剛生氏が、

実隆に「低」「少」「閑」の三題につき、自詠二首ずつを示して

選択させ、さらに評語をも付させたものであろう。

と解題で述べておられるとおりである。また氏は、

この会については徴すべき記録に乏しいが、端にある通り、父天皇の内裏月次歌会に提出された短冊の歌稿である。ユニクな題であるが、「大日本史料」永正十三年（一五二六）正月十九日の条に「永正御月次和歌」を出典として、「同十三年十月御百首」より「高」「少」「聴」「清」の四題が挙げられており、他に実隆、政為、清継らが出詠したと知られる。各人より提出された短冊を書き継いで清書した²、継歌百首会であったのである。

とも述べておられる。井上宗雄氏「中世歌壇史の研究 室町後期」によれば、この「大日本史料」に見える「永正御月次和歌」なるものは、「一人三臣和歌」からの引用で、「一人三臣和歌」とは、後柏原、実隆、為広、政為らの歌を月次歌会等から抄出編集したもののことであり、「永正御月次和歌」のすべてが残っているわけではなく、後奈良院（当時はまだ二十一歳で、知仁親王と呼ばれていた時代である）の詠が具体的にどのような形のもので、右の詠草とどのような関係にあったかは残念ながら確認できない。

なおこの詠草は、実は「宸翰英華」にも載っていて、そこでは後奈良院の筆跡ではなく、父帝である後柏原院の宸筆詠草とする。筆跡の鑑定は私にはむずかしいが、もし後柏原院の詠草なら「一人三臣和歌」に歌が間違いない抄出されているはずだし（まったく別な歌が四首抄出されている）、おそらく「宸翰英華」における誤りと認めてよいのであろう。歴代の天皇の筆跡を鑑定する際にまずわれわれが拠り所とするのは、とりあえずはこの「宸翰英華」だが、実は誤りが多いことを、太田晶二郎氏がきわめて率直に、具体的な例を挙げながら「鑑定難」という文章で述べておられる。たとえば

「後柏原天皇宸筆般若心経御奥書案」とされているものは三条西実隆のものであり、同じく「後柏原天皇宸筆御懷紙」とされているものは後奈良院のものであるとする。各種資料を駆使しながら氏はそのことを詳しく論証し、高名な編者達を痛烈に批判しているのだが、しかしその太田氏もこの詠草に関しては一とことも触れてはおられない。鑑定というものはむずかしいものである。

二

ところで後奈良院の詠草とされるものには、たとえばそのほかに、【図版4】【図版5】【図版6】などもある。【図版4】は「古筆手鑑大成 あげほの上」所収のものだが、合点の施されている、

待わふる心つくしは色香（ことばりの）にもさきてことほる花をしそ思（おも）

の歌が、「私家集大成 中世」所収の「後奈良院」（「後奈良院御製」書陵部蔵 五〇一・六五三）に、

待花 同（享保三年八月十五）

³⁷⁸待わふる心つくしはことほりの色香にいつる花をしそおもふと見え、「公宴統歌」享禄三年八月廿五日の条（二〇六八七番）にも同じように見える。

また「日本書蹟大鑑 第10巻」に載る【図版5】では、カギのついている合点とカギのついていない合点とがあるが、カギのついていない方の合点歌、

引人の野へのかすみ（もろ）にうちむれてはつねの小松春にあふ覽（たなひかれ殿）

と、

すゝしさそこゝに待（のを）とる夕立は過ゆく春の峯もはるかに

の歌とが、同じく「後奈良院」に、

子曰（享祿三年四月廿五）

364 もろ人の野への霞にたなひかれはつねの小松春にあふらん

夕立同

365 すゝしさそこゝにのこれる夕立は過行雲のみねもはるかに

湖月同

366 心ありて漕かへるらし夕波に月もにほてる沖の釣舟

と見えている。もっとも三首目の「心ありて」の歌は図版に掲げた詠草には見えないが、「湖月」という題と、カギつき合点の施されている歌一首は残されており、同じようにカギのない合点歌を含む部分が詠草のつづきとして存していたであろうことは十分に考えられよう。「公宴統歌」享祿三年四月廿五日の祭によれば、さらに「遇恋」「懐旧」題の歌が後奈良院詠として見える。

ここで興味深いのは詠草のあり方とその結果とである。詠草で傍書のある歌は合点（あるいはカギのない合点）の施されているものばかりで、それが家集や「公宴統歌」に転載された時にはすべて傍書のとおりになっている。たとえば「待わふる」の歌は第三句と四句に「色香（いろか）にもさきて」とあるのが、家集でははつきりと「こはりの色香（いろか）にいつる」となっているし、「引人の」の歌は初句以外に第三句も「うちむれて」となっているが、やはり家集では「もろ人の」「たなひかれ」に改められている。「すゝしさそ」の歌も同じである。第二句の「こゝに待とる」が傍書どおりに「こゝにのこれる」となっている。「古筆手鑑大成」の解題（担当 橋本不美男氏）ではこれを「兼題歌会の前に、歌稿を認めて和歌宗匠に添削を求めた詠草の断簡」とし、「添削者は晩年の三条西実隆かと思

われる」とされ、「日本書蹟大鑑」の解題（執筆担当者不明）では「自作の歌を書写したもので、その草稿本と思われる」とし、「行間の引点（批点）が加えられているが、これは天皇自身の書き入れではなく、父帝後柏原天皇による添削の跡と考えられる」とされている。実隆か後柏原天皇かという点に違いはあるものの、いずれにしてもこの傍書を添削と考える点では共通しており、そうすると添削に対する後奈良院の態度は非常に忠実なものであったと見ることが出来るであろう。

【図版6】の詠草は「宸翰英華」に載るもので、合点のあり方こそカギのあるものとならないものとの二種あるが、【図版2】ないし【図版3】と非常によく似た内容を持つ。端に、

永正十五年五月廿五日御月次合点遣遥院

とあり、永正十五年五月廿五日の「御月次」歌会の折のもので、合点はやはり「遣遥院」三条西実隆である。一首目と三首目とにカギのない合点があり、一首目には、

浦五月雨

五月雨はつらの苦屋（くゑ）に浪（なみ）よせて舟のうちなる心ち（こゝろ）こそすれと添削が施されていて、その右下におそらく第五句に対する評である、

心ちこそすれ近代の哥（うた）に不麻幾（ふまげ）之様に申候歎

と細字で記されている。永正十五年五月廿五日の月次歌会がどういうものであったのか、右の歌は他の文献のどこにも見いだせず、最終的にどのような形に落ち着いたのかは確認できないが、これまでの例から推察すると、おそらく添削どおりに、

五月雨はつらの苦屋も浪風に舟のうちなる心ちのこして

と改められたのではないかと思われる。

後奈良院の歌に対する添削者が常に実隆であったとは断言できないが、多くの場合その歌稿はまず実隆に見てもらったと考えてよいであろう。【図版5】の添削も「父帝後柏原天皇による」ものではなく、やはり実隆と見てよいのではないか。傍書のありようを見ると、たとえば「色香にいづる歎」「たなひかれ歎」「のこれる歎」「のこして歎」と「歎」の用いられ方が目立つ。後奈良院と実隆とは四十一歳の年齢差があり、右の例はいずれも後奈良院が二・三十歳代、実隆が六・七十歳代の折のものであるが、やはり断定的に手を入れるのではなく、なにがしかの遠慮、というか、最終的な判断はご自身でどうぞ、という配慮のようなものがあつたと見てよいのではないだろうか。

三

ところで新出の詠草に見える「大永四九月廿五日要文哥」とはいかなるものか。そこには「青蓮院勳進也」とあり、「慈鎮和尚三百年忌也」ともある。やはり井上氏の「中世歌壇史の研究 室町後期」に、

大永四年九月、慈鎮の三百年忌を来年に控えて人々に法華経和歌（各品の中から語句を選んで百題としたもの）を勸進した（高松宮・書陵部「類聚和歌」所収。釈教歌詠全集4・文四東方仏教叢書和歌に翻刻がある）。作者は御製四首、邦高・貞敦・尊鎮・覚胤・彦胤・慈運・為広・公条・雅綱ら三首、為和ら二首、為豊・濟継・泰昭・経厚ら一首、作者は五十八名に上った。為和集にその二首が掲げ

られ、後に「右慈鎮和尚之来年之九月廿五日三百年忌也、然間青門御勳也」とあり、門跡としての尊鎮が主催者であつた事を確かめうる（当年の大永五年には記事がない）。而してその顔触は天皇・皇族、大納言以下の公家歌人、諸宗の門跡、天台関係の僧、青蓮院の坊官、その稚児と思しき人々で、撰家・大臣がいない。実隆記大永四年九月十四日の条に「青門勳進哥各座次違乱、予献状於右府（近衛種家）申事之子細、只無別儀被返申之由陳答、比興事也、入道相国（実淳・前関白（尚通）等座次事彼是紛紜、所詮如此之人数可被略之、仍題共被召返云々」とあるのは、恐らく上述の三百年忌尊鎮勳進歌に關してであろう。多分、親王と准后（尚通）の位次の問題、また近衛・徳大寺の諍い（保元平治の乱）などによる混乱を避けて撰家・大臣が辞退し、それらの題を配り直したという事なのであろうか。

とくわしく述べられているものにそれは該当するのであろう。主催者である青蓮院尊鎮は、後柏原院の子、後奈良院の弟である。慈鎮和尚の三百年忌にあたり、要文（経文中の大切な句）を題とした歌会を催した。その題がたとえば「照于東方」「汝等所行是菩薩道」「寿命無教劫」なのであつて、これらはすべて法華経の中に出てくる語句である。慈鎮の「拾玉集」にもやはり「詠百首和歌」というのがあり、前書きに、

……妙経八軸之中二十八品之内取百句為百題、其詞云とあつて、同じく如是我聞（四首）、照于東方（一首）、入於深山（一首）、悉捨捨位（一首）、其後当作仏号名曰弥勒（一首）、我見燈明仏（一首）、其智恵門（一首）、諸法実相（一首）、止々不須説（二首）、五千人等即從座起礼仏而退（二首）出現於世（一首）……

とつづいて、最後の作礼而去(三首)に至るまで、計一〇二題、一四五首の歌が載っている。「二十八品之内取百句為百題」とあるにもかかわらず、一〇二題、一四五首あるわけだが、そのうち傍線を施した「其後当作仏号名曰弥勒」と「五千人等即從座起礼仏而退」の二題を除いてそっくり利用したのが大永四年九月廿五日の慈鎮和尚三百年忌「要文哥」ということになる。

なお、たまたま文明七年八月十二日の実隆公記に、慈鎮和尚經文之和歌依勅定書寫之、於御前有孟酌

と見え、実隆が後土御門天皇の命によって「慈鎮和尚經文之和歌」を書写している事実が知られるが、おそらく右の「詠百首和歌」をさすのであろう。現在では「拾玉集」の中にのみ存するものだが、当時はそれだけで独立、流布していた可能性もあり、歌人達にも尊重されていたらしいことがうかがえる。そうした経緯が三百年忌とも結びついているのである。

大永四年の慈鎮和尚三百年忌「要文哥」には、本文として、井上氏が述べておられるとおり、

高松宮(現国立歴史民俗博物館)蔵「經文百首」

宮内庁書陵部蔵「類從和歌」(一五四・一)所収「要文百首」などの写本と、

『釈教歌詠全集 四』慈鎮和尚三百年遠忌詠法華經和歌

『国文東方仏教叢書 第一輯 第八卷』法華經和歌百首

などの活字本とがある。後者の底本は明らかでないが、活字本にはもう一種、

『大日本佛教全書 第六十六(旧版二二八)卷』華頂要略門主

傳』所収本

もあり、これら五者を比較すると歌の配列に異同があって、「無有魔事」題では、

月に雲花に嵐の世の中をおもひとるには散らすくもらすとする本文と、

ことをさぶる物こそなければさなから法の里人とする本文とがある。たった一〇〇首なのに二様ではないのである。ただし後奈良院詠は三首、やはりいずれも傍書どおり本文が改められ、収められている。

ところがこのように成書化された本文とは別に、慈鎮和尚三百年忌当日の短冊そのものが実は伝存していた。別府節子氏により紹介された「慈鎮和尚三百年忌、五百年忌、五百五十年忌、六百年忌和歌短冊帖」がそれで、冒頭部分三葉を再録すると【図版7】のようになる。冒頭の「如是我聞」詠は無署名だが、もちろん後柏原院のもので、二首目の「照于東方」題が知仁親王、すなわち後奈良院のものということになる。【図版8】【図版9】には残りの知仁親王詠を掲げたが、いずれも次に示したように傍書どおりの本文になっている。

【図版8】 汝等所行 いまそのもとの身に思しる

是菩薩道 きんしはひとつ御法なりとも 知仁

【図版9】 寿命無 なにかその仏の道にかぎりあらむ

数劫 かりの身なからつけし命も 知仁

なお問題の「無有魔事」題の歌は、短冊ではやはり「ことをさぶる……」であり、通常の本文と異なっている。それについて別府氏は、華頂要略本に施されている注記、

此御製短冊紛失歟。後水尾院宸翰御歌者。吉水和尚拾玉集之内

後日被補之歟 ことをさぶる物こそなければさてもしあるはさ
なから法の里人」

を引用しながら、後柏原院の御製である「無有魔事」題の和歌短冊が紛失したため、江戸時代になって後水尾院が吉水和尚（慈鎮）の「拾玉集」から同じ題の「ことをさぶる」という歌を選んで染筆したものであると、と推定されている。また別府氏は、この短冊帖の順番は必ずしも法華経の本文どおりではなく、その短冊帖の順番に従っている華頂要略本は直接この短冊から書き抜かれたもので、高松宮本や書陵部蔵「類従和歌」本は百首催行時に控えとして取られたいわば証本から伝えられた可能性が高いともされている。おそらくそのとおりで、基本的には私もそのように考えるが、ただ高松宮本は短冊帖と実は配列がまったく同じであり、「無有魔事」題の歌もやはり「ことをさぶる……」なのである。従って高松宮本もまた短冊帖から書写された本文の系列と考えるべきものであつて、その点は訂正を要するだろう。

四

当該百首の詠まれた「慈鎮和尚三百年忌」については、井上氏が前記の論の中で、「大永四年九月、慈鎮の三百年忌を来年に控えて」と言い、「当年の大永五年には記事がない」と述べておられるが、すでに別府氏が指摘されているとおり、大永五年とするのは誤りである。同じ折に詠まれた冷泉為和の詠が「為和集」（一〇八二—一〇八三）に見え、そこには、

同（大永四年九月）廿五日、青蓮院門跡より父母所生眼

みるかうちに心のやみも雲はれてさはるかたなき月の行末

常自寂滅相

夢のよのあるかなきかの迷ひをはさめての後の心にそしる

右慈鎮和尚之来年之九月廿五日三百年忌也、然間青門御勸也

とあつて、「来年之九月廿五日三百年忌也」と記すのをどのように考えるかは問題として残るが、「三〇〇年忌は、三〇〇年目ではないので大永四年としてよく、他の年忌統歌もすべてそのように催されている」と別府氏が指摘されている。新出の後奈良院詠草末尾にも「大永四九月廿五日要文哥青蓮院勸進也有子師書慈鎮和尚三百年忌也 命命道隆撰」とあり、大永四年九月廿五日が慈鎮の三百年忌であつたことは間違いないであろう。

一般に、短冊や懐紙に記された詠草類は、それがどういつ折に詠まれたのか、どういう形で披講されたのか、はつきりしないことが多い。歌そのものが他の文献によって確認されないことが多いし、たとえ確認できたとしても家集本文に見えるだけだったりして、歌会そのものの本文とはなかなか結びつかない。ところがこの詠草の場合は、慈鎮和尚三百年忌の折のものであることが明らかで、「経文百首」とか「要文百首」とかの名称で本文そのものが残っているばかりでなく、歌会当日の短冊までが現存しているという、まさに稀有な例であり、僥倖にも恵まれたものである。

すでに応仁の乱が終息しているとはいえず、この時代は、いわゆる戦国時代の入口に当たっていた。世の乱れはつづき、皇室の力は衰え、経済も疲弊しきつていた。父の後柏原院は二十一年、後奈良院は十年、践祚から実際に即位式を挙げるまで、長い時間を要し、待

たなければならなかった。しかしそうした間も、月次歌会をはじめ、各種歌会は間断なくつづけられていた。国語学の資料として有名な「母には一度あひたれども、父には一度もあはず くちびる」というなぞを含む「後奈良院御撰何曾」の撰者であり、仮名古筆の分野で名高い高野切の筆者を紀貫之とはじめて伝えたのも後奈良院である（巻二十の巻末奥書に「此集撰者之筆跡之由古来所称^マ尤為奇珍者乎一覽之次聊記之」とあり、後奈良院の花押がある）。いろいろと幅広く、かなり多方面に関心をお持ちの方だったらしいが、中でも和歌はその中心にあつたのであろう。むしろ時代が時代だったからこそ、逆にそうした文化活動に身を入れ、熱心だった面もあったかもしれないとさえ思われる。

ともかく混乱の中で生まれ、さまざまな荒波をくぐり抜けて生きながらえ得た資料である。しかも歌会のあり方そのものを伝える、直接的で、第一級の資料である。最近山本啓介氏が詳細に論じられた統歌論によると、室町期の統歌については次のように定義できるとのことであり、この歌会の場合、そのすべてに合致する。

短冊を用いた題詠である。

一定数の歌題（二十首・三十首・百首など）が設定され、短冊一枚ごとに一題が記され、それを参加者に割り当てて詠作する。

詠歌の記された短冊は、予め設定された題の配列に従って並べ（繫げ）られる。披講や寄書も題の順に拠った。

当座探題の統歌と兼題の統歌の二種類があつた。当座探題統歌が一般に多く行われたが、法楽などの際には兼題統歌で行われることがあつた。

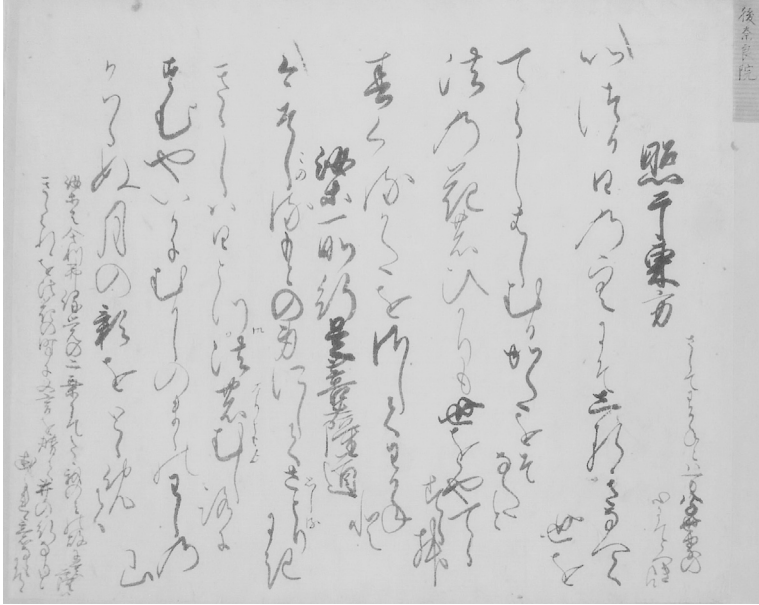
位階の高い者が巻頭（及び巻軸）の題を詠むとする作法があつた。兼題の場合には、位階の順に題を配るという作法もあつた。

ただし、については、初期のものともかく、一般にはむしろ兼題統歌の方が多かったのではないか。本詠草の場合ももちろん兼題で、与えられた「照于東方」「汝等所行是菩薩道」「寿命無數劫」の三題に対し、後奈良院はそれぞれ二首、ないし三首の歌を試作し、師事していた実隆に見てもらつた。短冊に書いて提出する前の草稿段階のもので、いわば草稿といふべきものであるが、歌稿、短冊、成書と、歌会におけるさまざまな段階のものがこうしてすべて残されているのである。しかも添削の施された歌稿である。天皇や皇族の歌が公にされる前にどのようにして添削が施されたのか、また、具体的にどのような過程を辿つたのか、一般にはなかなかがい知ることができない。谷知子氏による「天皇たちの和歌」は、「古事記」の時代から平成の現代に至るまで、国家、制度、自然、民衆、恋などに関してどのように歴代の天皇たちが歌を詠んできたかを探る、非常に興味深い著作だが、当然ながらすべては公にされた歌だけをもとに扱っている。実際にはさまざまな形で手が加えられているであろうことは想像に難くないだろう。そうした問題を考える際にも、本詠草はまたとない、極めて貴重な資料になると思われる。

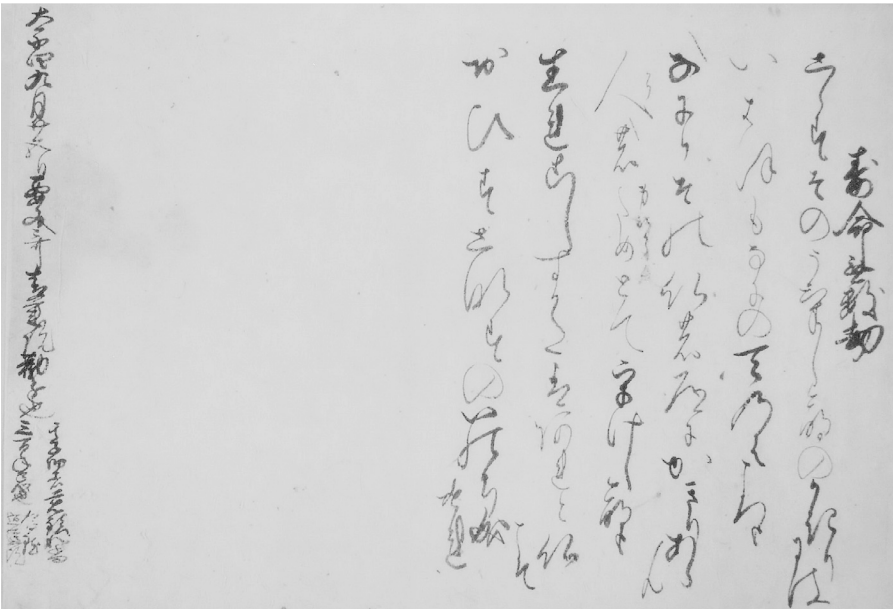
注

- 1 「国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 文学篇 第十一巻」
所載
- 2 井上宗雄 「中世歌壇史の研究 室町後期」 明治書院 昭和47
(第一章 1の項)
- 3 太田晶二郎 「鑑定難」 日本歴史 第九十三号 昭和31・3 (の
ち「太田晶二郎著作集 第三冊」所収)
- 4 注2に同じ (第三章 7の項)
- 5 別府節子 「慈鎮和尚三百年忌、五百年忌、五百五十年忌、六
百年忌和歌短冊帖」 について」 出光美術館研究紀要 八号 平
成14・12
- 6 山本啓介 「『続歌』とは何か」 和歌文学研究 第九十六号 平成
20・6
- 7 谷知子 「天皇たちの和歌」 角川選書 平成20・4

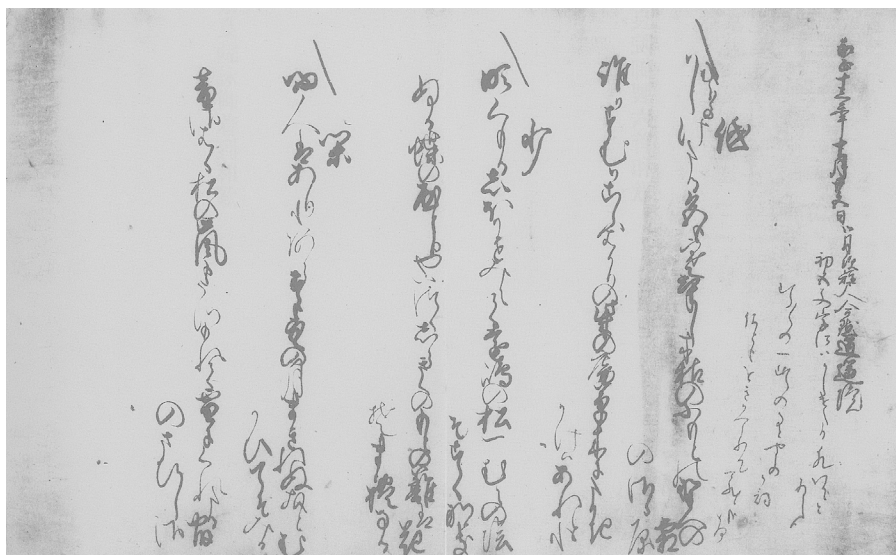
【図版1】三・三×三八・〇



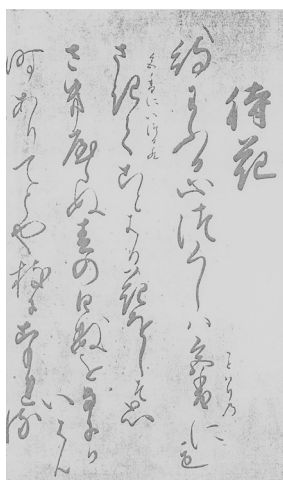
【図版2】三・三×四五・八



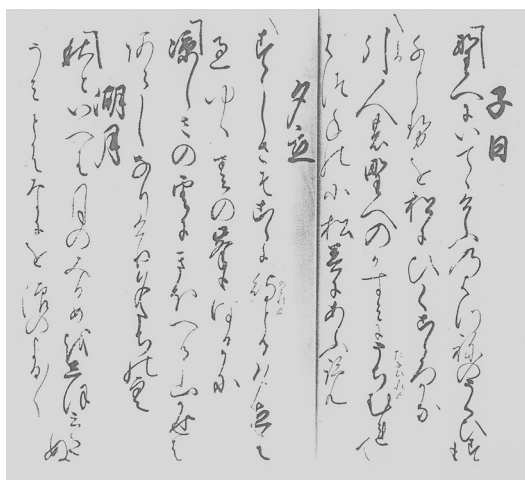
【図版3】『国立歴史民俗学館蔵貴重典籍叢書』



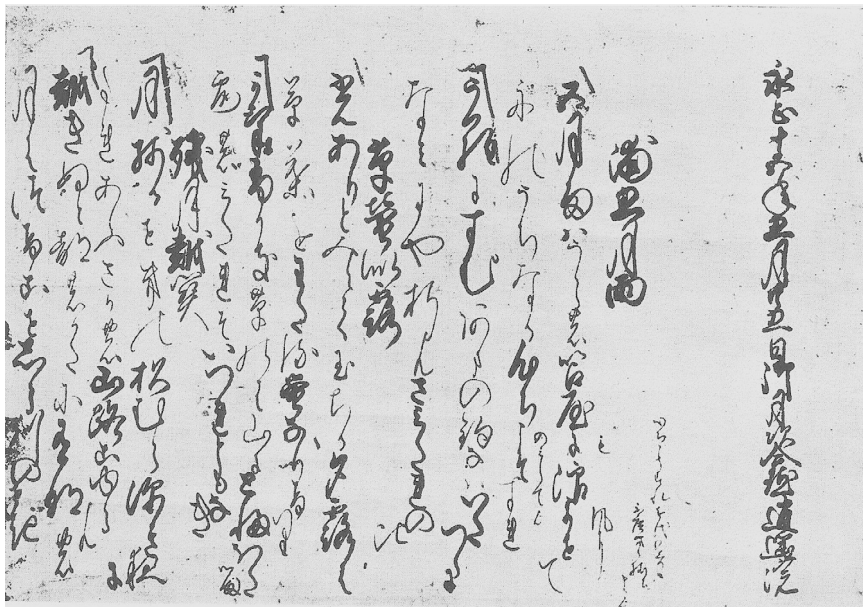
【図版4】『古筆手鑑大成 あげほの上』



【図版5】『日本書蹟大鑑 第10巻』



【図版6】『宸翰英華』



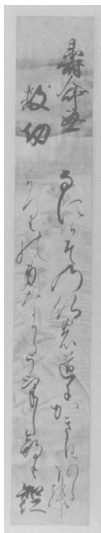
【図版7】『慈鎮和尚三百年忌和歌短冊帖』冒頭



【図版8】『慈鎮和尚三百年忌和歌短冊帖』知仁親王



【図版9】『慈鎮和尚三百年忌和歌短冊帖』知仁親王



(右三点 注のよみ転載)